

玉野市公告第16号

公告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので、公告します。

令和7年5月19日

玉野市長 柴田 義朗

令和7年度 玉野市国民健康保険重複多剤服薬適正化業務委託に係る  
業者選定プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、玉野市国民健康保険被保険者の適正服薬に対する意識向上を図ることで、重複服薬者及び多剤内服者の服薬リスクを回避し健康の保持増進につなげるとともに、医療費適正化を推進するため、データを活用した効率的・効果的な施策を立案・実施することについて、事業者にご提案いただき、プロポーザル方式により優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選考するための手続を定めたものです。

2 業務事項

(1) 業務名

令和7年度 玉野市国民健康保険重複多剤服薬適正化業務

(2) 履行期間

委託契約締結日から令和8年3月31日（火）

(3) 業務内容

別添「業務仕様書」によります。

3 予算規模

3,130,000円（消費税を含む）を上限とします。

4 プロポーザルの形式・参加要件

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、参加することができる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7～9年度玉野市指名業者登録名簿（物品・役務）に登載されている者であること。
- (3) 契約締結日までの期間に、玉野市指名停止基準（平成17年玉野市告示第204号）により指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 玉野市暴力団排除条例（平成24年玉野市条例第3号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 本業務について、業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (7) 適正服薬が確実に推進されるよう、年間スケジュール並びに各種業務の遂行を一括実施することが可能であること。
- (8) 令和5年度以降に、本業務又はこれに類する業務の実績があること。

## 5 スケジュール

- |                          |                        |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 公告                   | 令和7年5月19日（月）           |
| (2) 参加表明書の受付期限           | 令和7年6月4日（水）午後5時まで ※必着  |
| (3) 質問の受付                | 令和7年5月21日（水）～5月28日（水）  |
| (4) 質問書に対する回答公表（最終日）     | 令和7年5月30日（金）           |
| (5) プロポーザル参加決定通知         | 令和7年6月6日（金）            |
| (6) 企画提案書等の提出期限          | 令和7年6月20日（金）午後5時まで ※必着 |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査実施日 | 令和7年6月27日（金）           |
| (8) 審査結果通知               | 令和7年7月1日（火）予定          |
| (9) 事業実施準備               | 審査結果通知後、当該事業者と別途協議     |

## 6 参加表明書の提出

- (1) 受付期間 令和7年6月4日(水)午後5時まで ※必着  
※ただし持参する場合は、土日・祝日は除き、取扱時間を午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとします。
- (2) 受付時間 土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- (3) 提出方法 持参または郵送
- (4) 提出先 〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号  
玉野市市民生活部保険年金課
- (5) 提出書類 ①参加表明書(様式第1号)  
②事業者概要(様式第5号)  
※既存の会社パンフレット等があれば添付してください。  
③業務実績書(様式第6号)  
※令和5年度以降、本業務と同様の業務について契約し、既に完了した業務について記載してください。  
※上記①の参加表明書(様式第1号)を提出後、辞退を希望する場合は、辞退届(様式第2号)を提出してください。

## 7 プロポーザル参加資格の審査及び通知

プロポーザル参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年6月6日(金)までに通知します。

## 8 提案に関する質疑の受付・回答

提案に関して質疑がある場合は、質問書(様式第3号)を作成し、提出してください。なお、質疑は本件委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限ります。

提出がない場合は、質疑がないものとして取り扱います。

電話等の口頭での質問は受け付けません。

- (1) 受付期間 令和7年5月21日(水)～5月28日(水)正午必着  
※提出期限を過ぎて提出された質問に対しては回答しません。
- (2) 提出方法 質問書(様式第3号)を電子メールで送付  
宛先: hokennenkin@city.tamano.lg.jp
- (3) 回答日 令和7年5月30日(金)正午までに回答

※質問及びその回答内容のみについて、市ホームページにて回答します。なお、回答の内容に応じて実施要領及び仕様書等の修正・追加として取り扱う場合があります。

## 9 企画提案書等の提出書類

(1) 受付期間 令和7年6月20日(金)午後5時まで ※必着  
※ただし持参する場合は、土日・祝日は除き、取扱時間を午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとします。

(2) 提出書類 ①プロポーザル提案書(様式第4号)(下記(3)の企画提案書ともに)

②業務実施体制(様式第7号)

③見積書・見積内訳書(様式第8号またはA4版の任意様式)

(3) 企画提案書(プロポーザル提案書(様式第4号)添付資料)について

### ①書式

ア A4用紙を用いた任意様式(A3版折込可)で横書き

イ 向きの縦横及び印刷の片面・両面は問わない

ウ 文字サイズは原則11.0ポイント以上とし、専門用語や略語には注釈を付すこと。

エ 表紙、目次をつけること。なお、表紙には事業者名を記載すること。

オ 図表等は白黒・カラーを問わない。

カ 枚数は指定しないが、内容は簡潔に記載すること。

キ 各ページ下部中央に番号をふり、長辺綴じ(ダブルクリップ止め)とすること。

### ②記載必須事項

ア データ分析内容

効果的なデータ分析方法を提案すること。また、その理由を示すこと。

イ 対象者への通知

対象者に対して、医薬品の適正使用を促す効果的な通知内容について提案すること。

ウ 保健指導及び電話対応

対象者に対する保健指導及び通知内容に対する電話対応に

ついて示すこと。

エ 効果検証

事業実施による結果の検証方法・内容を示すこと。

オ スケジュールの提示

無理のない実現可能なスケジュールで示すこと。

カ 個人情報の管理

個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育等情報漏えいの防止対策を示すこと。

- (4) 提出部数 正本1部、副本として電磁的記録（電子メール）
- ・ 正本の表紙には住所、会社名、代表者名を記入すること。
  - ・ 副本には、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。
  - ・ 電磁的記録の場合は押印不要。
  - ・ 添付ファイルの容量により電子メールの送受信ができない場合はCD-R又はDVD-Rを提出すること。
- (5) 提出方法 持参または郵送（書留郵便）。※郵送の場合は期間内必着とする。
- (6) 提出先 〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号  
玉野市市民生活部保険年金課  
電話 0863-32-5528
- (7) その他
- ①提出期限後における提出書類の追加及び修正は原則として認めません。
  - ②提出できる提案は、1事業者につき1件とします。なお、提案書の返却は行いません。
  - ③担当者名簿に虚偽の記載をした場合には、本プロポーザルの参加を取り消すと共に、虚偽の記載をした事業者に対し、指名停止を行うことがあります。
  - ④企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションへの参加等に要する一切の費用は、事業者の負担とします。
  - ⑤企画提案書等の記載事項に不備がある場合、再提出（差し替え）をお願いする場合があります。

## 10 業者の選定等

- (1) 審査体制 提案の審査は「令和7年度 玉野市国民健康保険重複多剤服薬適正化業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行います。
- (2) 審査方法
- ①プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とします。
  - ②提出された企画提案等の審査、応募事業者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れている事業者を契約予定者として選定し、契約締結に向けた手続きを行います。
  - ③契約予定者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た事業者の中から契約予定者を選定します。
  - ④契約予定者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約予定者として手続を行うものとし、契約予定者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とします。
  - ⑤申し込みが1事業者であっても、本プロポーザルは成立するものとしませんが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約予定者として選定しません。
- (3) プレゼンテーション実施場所及び日時
- ①実施場所 玉野市役所3階 特別会議室
  - ②日 時 令和7年6月27日（金）を予定しています。詳細については申込者に追って連絡します。
  - ③説明時間等 30分程度（1事業者につき20分の説明の後、10分間の質疑）
  - ④留意事項 パソコンが必要な場合は、各自でご準備ください。ディスプレイは本市で用意します。

(4) 審査基準

評価は審査委員会による次の審査項目の評価点を基に行います。

	区 分	評価項目	評価のポイント	配点
1	業務実施体制及び事業者の評価	体制	業務を的確・迅速に実施するために必要な知識と経験を有する人員配置・体制となっているか。	5
		過去の実績	直近2年間（令和5、6年度）に他自治体で同種業務の実績を上げ（医療費・薬剤費の削減率向上）、それが本業務でも見込めるか。	5
2	提案内容の評価		玉野市における現状と課題を理解した上でデータ分析を行い、分析は高い精度を有しているか（傷病名と診療行為が正しく結びついているか。傷病名毎の医療費の算出が可能か）。	20
			通知物に工夫を加え、独創的なアイデアが盛り込まれているか。一般的な内容ではなく、個人へ訴えかけるような内容となっているか。また、見やすく分かりやすいデザインとなっているか。	15
			保健指導内容は専門的知識及び技術に基づくもので、被保険者の行動変容に資するものか。また、保健指導や問い合わせの電話対応についての確に実施できるか。	15
			効果分析は、契約終了時までには検証できる項目を使用した内容か。また、次年度以降に向けての課題や改善策の提示があるか。分析資料は職員が理解しやすい内容となっているか。	10
			業務の実現性が確保されたスケジュールとなっているか。また、プロジェクト管理の手法は適正か。	10
			個人情報等の情報管理体制が確立されているか。緊急事態が発生した場合の体制や対応が具体的に記述されているか。業務実施の前提となるコンプライアンスについて、適切な取組がなされているか。	10
3	見積金額	見積書金額が適正であるか。	10	
合 計				100

(5) 結果の通知

選定結果の通知については、審査委員会実施後、令和7年7月1日（火）に電話で連絡いたします。また、郵送でも通知をいたします。

なお、検討の経緯や選定理由については、一切公表しないものとします。

また、審査結果に対する異議を申し出ることにはできないものとします。

(6) 申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

① 提出期限を過ぎて事業計画書等が提出された場合

② 見積書金額が予算規模を超えている場合

(7) 契約等

審査結果に基づき、玉野市は選定された契約予定者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結します。